

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月25日

鯖江市長 牧野 百男

記

1 一般競争入札に付する工事

工 事 名	R1 集落基盤第5号工事(橋立・用水路)	
工 事 場 所	鯖江市 橋立町 地係	
概 要	工事施工延長 L=414.9m 下地処理工 A=733.0m ² 、ひび割れ補修工 A=74.0m、表面被覆工 A=732.0m ² 他	
工 期	令和2年3月31日 まで	
設 計 額	¥15,180,000円 (消費税および地方消費税相当分を含む。)	
入 札 方 式	制限付一般競争入札(事後審査型)	電子入札
最 低 制 限 価 格	有	
入 札 保 証 金	無	
契 約 保 証 金	契約金額の10%	

2 入札に参加する者に必要な資格(令和元・2年度の格付とする)

建設工事の種類	土木工事業	
対象業種の等級等	A	令和元年度除雪協力業者(2.5km以上) 中河地区に本社を有する業者
	B	令和元年度除雪協力業者(2.5km以上)
	C	令和元年度除雪協力業者(2.5km以上) 中河地区に本社を有する業者
営業所所在地	鯖江市内に本社を有する者	
その他	鯖江市工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、上記の対象業種の指定等級に登録されている者	
	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	対象工事に建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に定める技術者および現場代理人等必要な人員を配置できる者	
	鯖江市工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でない者	

3 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
設計図書等閲覧	令和2年2月25日(火) 14時00分～ 令和2年3月4日(水) ～17時00分	鯖江市役所 電子閲覧
設計図書に関する質問の受付	令和2年2月28日(金)	入札事務の担当課まで持参
質問に対する回答の閲覧	設計図書等閲覧期限と同じ	入札事務の担当課
入札日	令和2年3月3日(火) 08時30分～ 令和2年3月4日(水) ～16時00分	電子入札システム
開札日時	令和2年3月5日(木) 09時30分	電子入札システム
工事内訳書の提出	必要	電子入札システム
入札参加資格確認申請書等の提出依頼を受けた者の提出期限	令和2年3月5日(木) 12時00分まで	電子入札システム
資格確認通知	入札参加資格確認申請書の確認後、結果を通知する。	送付(電子入札システム)
落札決定通知書	落札者に通知する。	送付(電子入札システム)

4 入札参加資格確認申請時の提出資料

<p>入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる)</p> <p>入札参加資格確認資料</p> <p>・配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第4号)</p>
--

5 注意事項等

<p>工事費内訳書の提出 (必要な場合)</p>	<p>入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事内訳書を提出すること。</p> <p>・工事費内訳書には、数量、単価、金額を記載すること。</p> <p>・工事費内訳書は、市担当者が確認の上、鯖江市において保管する。</p>
<p>入札書に記載する金額</p>	<p>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。</p>
<p>入札の無効</p>	<p>入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに工事入札心得、その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。</p> <p>また、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者または入札時点および開札時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とする。</p> <p>工事費内訳書の提出を行っていない者が行った入札は無効とする。</p> <p>閲覧図書の確認を行っていない者が行った入札は無効とする。</p>
<p>落札者の決定方法</p>	<p>予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。(同一価格の入札をした者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定する。)</p>
<p>その他</p>	<p>・この入札の入札回数は2回を限度とする。(再度の入札執行は、初回の開札終了後入札執行者の指定する時刻に行うため、入札参加者は開札に伴う一連の手続きが完了するまでは、電子入札に関する電子計算機の近辺において待機してなければならない。)</p> <p>・入札において入札参加者が2人未満となった場合は、入札を打ち切るものとする。</p> <p>・入札参加者は、工事入札心得および鯖江市工事請負契約約款等を熟読し、これらを遵守すること。</p> <p>・入札に必要な事項や様式については、鯖江市ホームページにて確認すること。</p>

6 担当課

<p>入札事務</p>	<p>鯖江市 契約管理課</p>
<p>工事等</p>	<p>鯖江市 土木課</p>